



熊本県公報

号外 第51号
令和2年(2020年)
8月5日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則…………… (薬務衛生課) 1
 - 令和2年7月豪雨に係る県税の申告・納付等の期限の延長…………… (税務課) 2

規 則

熊本県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第36号

熊本県覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則
熊本県覚せい剤取締法施行細則(平成14年熊本県規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県覚せい剤取締法施行細則

第1条中「覚せい剤取締法(」を「覚せい剤取締法(」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚せい剤取締法施行規則」に改める。

第2条中「覚せい剤施用機関又は研究所の所在地を」を「当該書類に係る施設又は場所の所在地を」に改め、同条ただし書中「覚せい剤施用機関又は研究所の所在地が」を「当該所在地が」に改める。

第7条中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に、「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」を「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」に改める。

第8条第1項中「及び法」を「及び」に、「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)所有数量報告書」を「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)所有数量報告書」に改め、同条第2項中「及び法」を「及び」に、「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」を「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」に改める。

第9条中「覚せい剤施用機関(研究者)施用(使用)数量等報告書」を「覚せい剤施用機関(研究者)施用(使用)数量等報告書」に改める。

別記第1号様式中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改める。

別記第2号様式中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、「第11条第2項)」の次に「(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第3号様式中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、「第10条第2項)」の次に「(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第4号様式中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、「第11条第1項)」の次に「(同法第30条の5において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第5号様式中「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「第12条3項)」を「第12条第3項) (同法第30条の5において準用する場合を含む。)」に改める。

別記第6号様式中「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」を「覚せい剤(覚せい剤原料)事故届出書」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に、「第30条の14」を「第30条の14第1項」に、「覚せい剤(覚せい剤原料)の」を「覚せい剤(覚せい剤原料)の」に改める。

別記第7号様式中「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)所有数量報告書」を「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)所有数量報告書」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改める。

別記第8号様式中「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」を「指定失効に伴う覚せい剤(覚せい剤原料)譲渡報告書」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改める。

別記第9号様式中「覚せい剤施用機関(研究者)施用(使用)数量等報告書」を「覚せい剤施用機関(研究者)施用(使用)数量等報告書」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同様式備考第4号中「期末所有量欄」を「期末所有数量欄」に改め、同様式備考第5号中「すること」を「してください」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県覚せい剤取締法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県覚醒剤取締法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第616号の3

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和2年（2020年）7月4日以降に到来するものについては、条例第26条第1項第1号及び第2号の規定により課する個人の県民税、条例第99条第1項の規定により課する自動車の環境性能割、条例第104条第1項の規定により課する自動車税の種別割並びに条例第145条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別に告示で定める日まで延長する。

令和2年（2020年）8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都道府県名	指 定 地 域
熊 本 県	人吉市 球磨郡球磨村、球磨郡山江村、球磨郡相良村 球磨郡錦町、球磨郡あさぎり町、球磨郡多良木町 球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡五木村 八代市坂本町 葦北郡芦北町